

九州イクボス同盟会則

第1章 総則

第1条

本会は、九州イクボス同盟と称する。

第2条

本会は、女性活躍推進、イクメン、介護者など社員が多様化する時代に必要とされる「イクボス」(*)を増やしていくために、積極的に自社の管理職の意識改革を行って、新しい時代の理想の上司・イクボスを育てていこうとする企業及び団体のネットワークを構築するとともに、社会に向けてイクボスの重要性とその普及を図ることを目的とする。

(*)「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる男性および女性上司（経営者・管理職）のことを指す

第3条

本会の運営は、九州イクボスプロジェクト内に設置する事務局により行うものとする。

第2章 活動内容

第4条

1 本会の主な活動は次の通りとする。

- ①加盟企業・団体間での社内での取り組み紹介、ノウハウの共有
- ②WEBやツールの作成等による社会へのメッセージ発信
- ③加盟企業・団体間の連携によるイクボス養成のためのイベント・勉強会等の開催

2 加盟企業・団体は、都度、社内協議により前項への参加の可否を決定するものとする。

第5条

加盟企業・団体は、次の事項に努めるものとする。

- ①イベント会場の提供、イベント時サポートスタッフの派遣
- ②社内外への積極的な広報
- ③WEBやツール作成時のロゴマークや各種情報の提供
- ④イクボスロールモデルインタビュー等、社員への取材調整
- ⑤その他、イクボスを養成するための取組み

第3章 加盟および脱退

第6条

1 本会への加盟を希望する企業・団体は、所定の参加申込・確約書を事務局に提出しなければならない。

2 参加申込・確約書への署名又は押印は、入会を希望する企業・団体の代表者又は人事執行役員以上の役職者、もしくは承認を得た担当者のものでなければならない。

3 署名者が管掌範囲の変更や退任した場合、同等の地位に就く新たな者の署名を付した参加申込・確約書を再度、事務局に提出しなければならない。

第7条

次の場合は、本会を脱退したものとする。

- ①前条第3項の参加申込・確約書の提出ができないとき
- ②ワーク・ライフ・バランスを著しく侵害する各種ハラスメント、残業強要等があったことを本会が把握し、活動の継続が相応しくないと判断したとき

- ③反社会的勢力に該当する行為が認められたとき
- ④本会の脱退の申出があったとき

第4章 幹事

第8条

- 1 加盟企業・団体の主体性を担保するため、2社の幹事を置くものとする。
- 2 幹事企業・団体は、事務局と連携し、講座やイベントの企画、加盟企業・団体の意見集約等、本会の円滑かつ積極的な活動を促すことを責とする。

第9条

幹事の任期は、1年とし、当年4月1日より翌年3月末日までとする。ただし、重任を妨げないものとする。

第10条

幹事の選出方法は、本会の同盟の定例会議で決定するものとする。

第11条

幹事に欠員が生じた場合は、遅滞なく補充する。ただし、補充幹事の任期は、前任幹事の残任期とする。

付則

- 1 本会則は平成29年5月24日より施行する。
- 2 本会則の変更は定例会の決議を以て行う。